

地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定に関する指定都市市長会緊急要請

国は、地方自治体が基幹業務システム（以下、「システム」という。）の令和7年度末までの標準化移行に取り組むなかで顕在化した課題の解決のため、令和5年9月に標準化基本方針を改定した。具体的には、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムは、国が対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定すること等が盛り込まれた。

一方で、令和5年8月に総務省より照会があった移行経費調査により、指定都市の標準化に係る経費は、デジタル基盤改革支援補助金（以下、「補助金」という。）の対象となる経費だけでも、補助上限額の約3倍～1.6倍となり、非常に高額になる見込みであることが判明した。加えて、特別定額給付金の対応の際に迅速な給付ができなかったなどの課題を解決するために、国の方針としてガバメントクラウド（以下、「ガバクラ」という。）を利用することが努力義務とされていることから、その利用料については、当初は国が全額負担する可能性も示されていたが、地方自治体との十分な協議がなされないままに、地方自治体の負担となることが今般の改定により新たに明示された。また、標準化後の運用経費等については、少なくとも3割の削減を目指すこととされているところだが、ガバクラの利用料は、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念され、地方自治体において想定していない費用負担が恒常的に発生することとなる。

さらに、システムを提供する複数の事業者から、標準仕様書の公開の遅れや技術者の不足等のため「令和7年度末までのシステム導入を遅延せざるを得ない」との報告を受けており、すべての指定都市が、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」に該当する事例を抱えている。また、令和7年度末までに移行が困難なシステムについても、「データ要件の標準」に関する標準化基準には適合させることが求められているにもかかわらず、現在に至ってもその適合に係る具体的な内容や手順等が示されていない。

については、指定都市が標準準拠システムへの移行を円滑かつ安全に実施していくため、特に重要と考える課題に対し、改めて下記のとおり緊急に要請する。

記

- 1 指定都市の実情に応じて、補助金の上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充し、必要経費を全額補助すること。また、ガバクラの利用料については、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら協議し、現行のサーバ等の運用経費を上回ることをしないよう対応すること。
- 2 標準準拠システムの調達環境が整わない等の指定都市の状況を早急に把握するとともに、標準化基本方針に示され、今般の調査で明確化された判定基準に準ずる事由についても丁寧にヒアリング等を行い、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」として認定を行った上で、定められた所要の移行完了の期限までの移行経費を全額補助金の対象とすること。
- 3 令和7年度末までの移行が困難なシステムについて、令和7年度末までに「データ要件の標準」に関する標準化基準に適合させる要件や対応範囲を早急に確定し、情報提供を行うとともに、これに伴う所要の経費についても全額補助金の対象とすること。

令和5年11月1日
指定都市市長会